

資料 3

( 3 ) 障害者優先調達推進法の概要について

法律の名称	「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」(通称「障害者優先調達推進法」)		
施行日	平成 25 年 4 月 1 日		
制定の趣旨	障害のある人が自立した生活を送るためには、就労によって経済的な基盤を確立することが重要である。このためには、障害者雇用を支援するための仕組みを整えるとともに、障害者が就労する施設等の仕事を確保し、その経営基盤を強化することも必要である。このような観点から、本法は、国や地方公共団体等が率先して障害者就労施設等からの物品等の調達を推進するよう、必要な措置を講じることを定めたものである。		
国等の範囲	国、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人		
障害者就労施設等の範囲	障害者総合支援法に基づく事業所・施設等	就労移行支援事業所	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な支援を行う事業所
		就労継続支援事業所 (A型・B型)	一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う事業所(A型=雇成型、B型=非雇成型)
		生活介護事業所	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介助等を行うとともに、創作活動又は生産活動の機会を提供する事業所
		障害者支援施設	夜間に施設入所支援を行うとともに、昼間に生活介護等を行う施設 (就労移行支援、就労継続支援、生活介護を行うものに限る)
		地域活動支援センター	創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流等を行う事業所
		小規模作業所	障害者の地域社会における作業活動の場として必要な費用の助成を受けている施設
	障害者を多数雇用している企業	障害者雇用促進法の特例子会社	障害者の雇用に特別の配慮をし、雇用される障害者数や割合が一定の基準を満たすものとして厚生労働大臣の認定を受けた会社
		重度障害者多数雇用事業所	障害者の雇用者数が5人以上 障害者の割合が従業員の20%以上 雇用障害者に占める重度身体障害者、知的障害者及び精神障害者の割合が30%以上、の全てを満たす事業所
	在宅就業障害者等	在宅就業障害者	自宅等において物品の製造、役務の提供等の業務を自ら行う障害者
		在宅就業支援団体	在宅就業障害者に対する援助の業務等を行う団体



# 障害者就労施設等からの物品等の調達の推進に関する基本方針の概要

## 1. 国及び独立行政法人等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進に関する基本的方向

- (1) 分野を限定することなく調達を推進すること。
- (2) 調達に関する他の施策等との調和を図ること。

## 2. 優先的に障害者就労施設等から調達すべき物品等の種類その他の障害者就労施設等からの物品等の調達の推進に関する基本的事項

- (1) 障害者就労施設等が供給できる物品等の特性を踏まえつつ、障害者就労施設等からの物品等の調達の推進に努めること。
- (2) 予算の適正な使用等に留意しつつ、随意契約を活用する場合には、障害者就労施設等からの調達の推進に配慮するよう努めること。
- (3) 調達に当たっての仕様等は必要十分かつ明確にするとともに、予定価格は取引の実例価格等を考慮して適正に設定すること。また、障害者就労施設等がその特性により不当に排除されないようにする等競争への参加の機会の確保に留意すること。
- (4) 物品等の計画的な発注を行うとともに、障害者就労施設等に配慮した納期の設定に努めること。
- (5) 地方支分部局等ごとに地域の障害者就労施設等への発注に努めること。
- (6) 共同受注窓口を介した調達は、障害者就労施設等からの調達に準じて取り扱うこと。

## 3. 障害者就労施設等に対する国及び独立行政法人等による物品等の調達に関する情報の提供に関する基本的事項

透明性の向上と公正な競争の確保に留意しつつ、物品等の調達に関する情報の障害者就労施設等への提供促進に資するため、調達に関する情報及びそれらに係る落札結果等に関する情報を、ホームページへの掲載等により、障害者就労施設等に提供する等の措置を講ずること。

## 4. その他障害者就労施設等からの物品等の調達の推進に関する重要事項

- (1) 調達推進のための体制を整備すること。
- (2) 調達方針の作成における留意事項
  - ① 原則として各機関の全ての内部組織に適用すること。
  - ② 物品、役務の種別ごとに調達実績額が前年度を上回ることなどの目標設定をすること。
- (3) 調達実績の概要の取りまとめ及び公表の方法等
  - ① 各省各庁の長等は、調達実績の概要の公表をできる限りわかりやすい形で行うこと。
  - ② 厚生労働大臣は、地方公共団体等を含めた国全体の調達実績の概要を取りまとめ、公表すること。
- (4) 公契約における障害者の就業を促進するための措置等
- (5) 関係省庁等連絡会議の設置
- (6) 国は、必要に応じて基本方針の見直しを行うこと。
- (7) 各省各庁の長等は、厚生労働大臣又は内閣総理大臣からの要請に対し、対応について報告すること。